

## 山口市子育て支援情報ハンドブック協働発行业務者募集要項

### 1 募集の趣旨

山口市では、子どもを安心して産み育てられるよう、各種手続き案内等の行政情報のほか、子育てに纏わる情報等を加えた子育てハンドブックを発行するに当たり、市と協働で発行する民間事業者等（以下「事業者」という。）の募集を次のとおり実施する。

### 2 業務概要

#### (1) 事業名称

山口市子育て支援情報ハンドブック協働発行业務（以下「本業務」という。）

#### (2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

#### (3) 業務実施期間

協定締結後から令和10年5月31日までの間とし、掲載内容については、1年ごとに更新する。納品時期等の詳細については、別途協議の上決定する。

#### (4) 発行時期

令和8年5月下旬（5月中旬納品）

令和9年5月下旬（5月中旬納品）

令和10年5月下旬（5月中旬納品）

#### (5) 経費

ハンドブックの編集、広告営業、印刷・製本、納品等に係る費用は、事業者が負担すること。

### 3 募集方法

市ホームページに掲載する。

### 4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

(1) 他の自治体で官民連携による行政ガイドの発行実績があること。

(2) 広告募集及び製作を一括して行うことができ、その費用を負担できること。

(3) 仕様書を満たす担当者を本業務に配置できること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(5) 申込の時点において、山口市の競争入札参加資格を有し、かつ、令和7年度の物品・業務委託競争入札参加資格者名簿に区分01「物品」のコード02「軽印刷・製本」の営業種目で登録されていること。

- (6) 提案書の提出期限から契約締結までの間において、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたものを除く。

## 5 募集開始日

令和7年10月6日（月）

## 6 質問及びそれに対する回答

### (1) 質問の提出方法

- ア 提出書類：質問書（様式第1号）
- イ 提出方法：質問書を電子メールで送信（受付期限内必着）
- ウ 受付期限：令和7年10月14日（火）午後5時まで
- エ 提出先：山口市こども未来部こども未来課  
kodomom@city.yamaguchi.lg.jp

### (2) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、集約したものを、質問者名をふせて、令和7年10月15日（水）までに本市の公式ウェブサイトで公表する。  
ただし、簡易な質問等については、市公式ウェブサイトで公表せず、電話等により個別に回答する。

## 7 申込手続

### (1) 申込受付期限

令和7年10月20日（月）午後5時必着

### (2) 申込に必要な書類

- ア 山口市子育て支援情報ハンドブック協働発行業務企画提案書（様式2号）
- イ 令和7年度版子育て支援情報ハンドブック P39～41 の内容を A5 版にした場合の構成及びデザイン案  
（市ウェブサイトに掲載している情報は二次元コードにしてもよい。）
- ウ 業務の実施体制（様式3号）
- エ 過去の業務実績（様式4号）
- オ 技術的提案書（様式5号）
- カ 以下の項目を記入した書類（任意様式）
  - (ア) 会社概要（会社名、代表者、資本金など）

(イ) 本社の所在地及び窓口となる営業所の所在地

(ウ) 窓口となる部局、担当者名

(エ) 連絡先（電話番号、メールアドレス）

キ 他の自治体で発行した行政ガイド（冊子の名称は問わない。）

(3) 提出部数

正本 1 部、副本 5 部

(4) 申込書の提出方法及び提出先

提出書類は上記ア～カの順に並べて A 4 版フラットファイルに綴じ、インデックスを貼り提出すること。

郵送（10 月 20 日（月）必着）又は山口市こども未来課へ直接提出すること。

※郵送の場合は、配達証明等到着日時の記録が残るものを使用すること。併せて、期限内に到着しているか担当者まで必ず確認すること。

8 協働発行事業者の選定

プレゼンテーション

(1) 実施日時：令和 7 年 10 月 24 日（金）（予定）

※時間及び場所については、別途応募者に通知する。

(2) 実施場所：別途応募者に通知する。

(3) 実施時間：25 分以内（提案説明 15 分以内、質疑応答 10 分以内）

(4) 出席者：3 名以内

(5) 選定方法

評価委員会は、別紙「山口市子育て支援情報ハンドブック協働発行事業者審査評価基準」に基づき評価した結果、平均 50 点以上の評価を得た者のうち、合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。複数の場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、評価委員による多数決により選定する。

評価委員会による評価結果について、審査委員会の審査を経て、最終的に受託候補者を特定する。

審査結果通知は、令和 7 年 10 月 29 日（水）までにプレゼンテーションを行った全事業者に書面及び電子メールで行う。結果通知の内容に対する異議申し立てには一切応じない。

(6) その他

企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。

9 協定に関する基本事項について

協定内容は、企画提案書等に基づき、協定を行う事業者とともに内容を確認の上、

決定するものとする。

## 10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの
- (5) その他、社会通念に照らし失格にあたる事由があると認められる場合

## 11 その他

- (1) 提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (2) 提案者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (3) 企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出期限以降の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (7) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。
- (8) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (9) 提出された企画提案書等は、応募者に無断で、今回の提案募集に係る事業者選定以外の目的には使用しない。
- (10) 本業務の内容は、提案及び仕様の内容に限定されることなく、受託者と締結する協定書によるものとする。
- (11) 問合せ及び担当部署

〒753-8650 山口市亀山町2番1号（2階）

山口市 こども未来部 こども未来課 総務担当

TEL 083-934-4138（直通）

E-MAIL kodomo@city.yamaguchi.lg.jp